

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和6年11月27日(水) 開会 午後 3時00分 閉会 午後 4時15分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議 長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<農業委員> 2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 19番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 9番委員 井原 一成 10番委員 奥田 雅之 12番委員 森 政雄 16番委員 美間 亮 18番委員 赤川 勉
5 欠席者	<農業委員> 1番委員 岸本 昇 13番委員 石田 幸夫 18番委員 政岡 茂 <農地利用最適化推進委員> 14番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	付議案件 (農地関係議案) 第1号議案 保留案件の審議(農地法第5条の規定による許可申請)について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について 報告事項 (農地関係) 1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 農地であることの証明について (農政関係) 1. 令和7年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について 2. 2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案について

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和6年11月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員、議席番号13番石田幸夫委員、議席番号18番政岡茂委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号19番市岡沙織委員と、議席番号10番佐々木永薫委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。第1号議案、5条許可申請の保留案件について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。申請地は、50m以内に3戸以上の住宅があることを現地で確認しております。所有権を移転し、建設業を営む譲受人が、露天資材置場及び駐車場に転用するものです。

この案件は、10月総会にて、周辺農地への被害防除措置について、追加で確認が必要な事項があったため、保留としましたが、その後、修正図面等の提出があり、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしたと思われます。

第1号議案は1件で、田2,394㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、入田地区の委員さん、御意見はありませんか。

森推進委員 それでは、事務局より説明のありました、第1号議案について説明を致します。10月29日の総会において継続審議とさせていただきました、本件におけるその後の審査の経過を簡略に説明させていただきます。申請人は当初、事業計画書では、車両120台とありましたが、申請人に確認しますと実際の保有は69台でありました。事業計画の修正がありましたが、私は事業規模が半分になったのに転用面積も半分の1筆でいいのではないかと事務局に提言しましたが、取り上げられることはありませんでした。この60台についても真実であるかどうかいまだに疑いがはれません。その後、繰り返し申請書の指摘をし、その都度是正がありましたが、納得するには至りませんでした。本総会の書類締切の直前の11月19日において、申請者との話し合いがもたれ計画図面の修正を指摘し、その1時間後に委員会と私と板東委員のところに修正図面の提出がありました。あまりにも修正回数が多いため、総会直前の11月25日最終の申請書を事務局より受け取り精査しました。しかし、なお、完全なものではありませんでしたが、次の日、指摘どおり修正されたことを確認しました。ところで、本件転用の工事期間は2年間となっています。この転用の期間において、工事

が未完成のまま、事業に使用されるのではないかと、申請書どおり履行されることは、申請人のこれまでのことを考えると信用することが出来ません。疑いも多々あることから、私は、工事が終わるまで事業の用に供しないとの確約書の提出を求めましたが、慣例で事務局より、確約書の提出は必要ないと発言があり、心証を悪くしました。

転用許可基準どおりに、転用工事が行なわれるかどうか、転用面積が事業の目的から見て適正であるかどうか、周辺農地に係る営農条件に支障が生じるおそれがないこと、これらの審査基準からして未だ看過することはできません。願わくば、許可後このようなことが発生しないよう事務局において慎重に監視を行なっていただきたいと感じています。また、本申請許可後、交通障害、騒音など深刻な問題が生じることがないように提起させていただきたいと思います。

ところで私は、平成17年に農業委員に当選してから今日までの20年間農業委員会に席をおいてまいりましたが、地区審査において今回のようなケースは、初めての経験であり、言葉であらわせない屈辱・疑惑などを感じたことはありません。

結びにこのたびの審査の心情を偉人の言葉をかりてたとえたとしたら、農民の農民による農民のための徳島市農業委員会であり続けることを強く希望します。報告は以上です。

議長 ありがとうございました。入田地区の委員からの意見は以上ですが、その他、本案件について他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案、5条許可申請の保留案件の審議について、本案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書2ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後55aに至り、譲受人は対象地において、柿・キャベツ・ハクサイの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後83aに至り、譲受人は対象地において果樹や野菜の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後2aに至り、譲受人は対象地において果樹と野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、

対象地の面積が286㎡と小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後80aに至り、譲受人は対象地においてカボチャやタマネギの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後247aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後2aに至り、譲受人は対象地においてハクサイ・キャベツ・ブロッコリーの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は、新規就農者となりますが、対象地の面積が286㎡と小さいことから、地区委員さんの了承を得たうえで、新規就農者面談を実施しないこととしました。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後324aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上7件で、対象地は、田4,320㎡、畑4,452㎡、合計8,772㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御意見がないようですので採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が、ドッグランに転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、建設業を営んでいる譲受人が、露天資材置場に転用するものです。また、申請地の一部で、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が代表理事を務める医療法人へ貸し付けるため、診療所（小児科）に転用するものです。また、申請地の一部で、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、薬局を営んでいる譲受人が、調剤薬局に転用するものです。また、申請地の一部で、既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、地盤調査や地盤改良工事を営んでいる譲受人が、露天資材置場及び車両置場に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は所有権を移転し、自身が代表を務める建設会社に貸し付ける露天貸資材置場及び貸車両置場に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である3番、5番、6番案件については地区審査を実施しました。第3号議案は全6件で、地目は、田5,443㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場が3,361㎡、その他施設用地が2,082㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 今月15日の午前10時より、3番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私の委員1名と転用者側1名、事務局2名の4名です。

申請対象の農地は、八万町式丈にあり、第2種農地に区分されとのこと。今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が診療所に転用した後、自身が理事長を務めている医療法人に賃貸借権を設定して貸し出そうとするものです。土地の造成については、山土で盛土し、周囲にコンクリートで擁壁を施工します。排水については、浄化槽と集水桝を設置し、南側の水路へ放流するとのこと。地元の水利組合からの排水同意書が提出されていますが、地元土地改良区の管轄外のため上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、八万地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして5番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の美間推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

美間推進委員 今月14日の午後2時45分から、5番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は谷川委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町観音寺字横枕にあり、第2種農地に区分されとのこと。申請者は、地盤調査や地盤改良工事業を営んでおり、現在は藍住町に支店を構え、露天資材置場及び車両置場を使用していましたが、国府地区での業務が増えているため、申請地を選択したとのこと。排水は、雨水のみで自然浸透とし、造成は盛土と碎石敷を行い、集水桝を整備して土砂の流出等を防止するとのこと。また、地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致

して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月14日の午後2時から、6番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間委員と私の委員2名、転用者側2名と事務局2名の合計6名です。
申請地は、国府町南岩延字三反地にあり、第2種農地に区分されるとのことです。
申請者は申請地の所有権移転を行い、露天貸資材置場及び貸車両置場に転用した後、自身が代表取締役を務めている会社で使用貸借権を設定して貸し出そうとするものです。排水は、雨水のみで自然浸透とし、造成については、盛土と砕石で埋め立てをして転圧、整地をし、泥溜を整備して土砂の流出等を防止することです。また、地元土地改良区の管轄外であるため、上申書の提出があります。
結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し

議長 異議がないということですので、第3号議案は全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書5ページと6ページを御覧ください。

1番は、筆番号6番が法務局の地図作成により、3筆に分筆され、筆番号6, 7, 8になっており、そのうち筆番号7番については、地目が用悪水路に変更されたので、現在は耕作されていません。前述以外の全ての農地では、耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

4番は、筆番号2の農地については一部宅地が含まれておりますが、当初より除外されております、また、筆番号4、5につきましては平成28年に市街化区域農地の農地転用である4条届出が提出されており、すでに税務署からの照会文書から除外されております。前述以外の全ての農地では、耕作を継続しております。

5番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

第4号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田5,587.41㎡、畑6,780.71㎡、その他31㎡、計12,399.12㎡で

す。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第4号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を承認することに決定いたしました。続きまして、第5号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書7ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によるとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。今月は新規設定が2件、再設定が19件で合計21件となっており、そのうち、賃貸借権が14件、使用貸借権が7件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が、多家良地区2筆・1件、2番から6番が、勝占地区8筆・5件、7番が、加茂名地区2筆・1件、8番が、不動地区3筆・1件、9番から12番が、応神地区8筆・4件、13番から17番が、国府地区7筆・5件、18番から21番が、北井上地区8筆・4件となっております。

利用権設定については以上で、田19筆19,066.51㎡、畑19筆25,204㎡の合計38筆44,270.51㎡となります。第5号議案の農用地利用集積計画についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。第5号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書10ページと11ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得4件受理しました。

議案書12ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。5件交付しました。

議案書13ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。3件受理しました。

議案書14ページから16ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。16件受理しました。

議案書17ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件受理しました。

議案書18ページを御覧ください。6番は、農地であることの証明についてです。1件証明しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長

農地関係の報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

特にないようですので、次の農政関係の報告へ進めます。

報告事項(1)、令和7年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について及び報告事項(2)、2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案についてをまとめて事務局から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

それでは、農政報告の(1)、市長提言回答について、御報告いたします。報告（農政関係）という資料を御覧ください。

9月27日、川人会長はじめ役員7名で市長への提言を行いました。当日、遠藤市長は他の公務があるということで、かわりに瀬尾第二副市長に手渡しいたしました。各項目につきまして、11月8日付けで回答がありましたので、順に報告をいたします。1ページをお開きください。

一つ目は、都市農業の振興についてということで、市街化区域内農業の維持のために、(1)では都市農業振興基本法による地方計画を策定して支援施策を実施すること、(2)では固定資産税や都市計画税の減免措置を行うことを要望いたしました。それでは回答を読み上げますが、(1)は、前半は既成事実やこちらの説明の復唱になっておりますので省略しまして、下から6行目の部分から読み上げます。

——— 読み上げ (2)の回答はそのまま読む ———

という回答でした。

(1)では、地方計画の策定については検討課題とする。支援策については、国や県の動向に沿うというような回答になってます。(2)も難しいですが、これらは市議会でもよく議論されておりますので、根気よく提言を続けるしかないと考えております。

続きまして3ページを御覧ください。二つ目の遊休農地の発生防止及び解消に向けた取組みについては、フレールモアに代わる遊休農地解消への支援制度の創設、既存の担い手への支援制度の周知徹底、担い手が買い受けた場合の農地に対する固定資産税の減免措置についてお願いしました。それでは、回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

という回答であります。

最後に5ページ、三つ目の地域農業維持・発展対策についてでは、改正食料・農業・農村基本法の成立により食料の適正な価格転嫁の促進やコメ・小麦などの特定の食料が厳しい中で、(1)農産物の適正価格への理解を促す取組み、(2)ジャンボタニシ対策、(3)生産コスト高騰に対する支援、(4)学校給食での地元産農産物の活用について要望いたしました。それでは回答を読み上げます。

——— 読み上げ ———

という回答です。市長提言に対する回答の報告は以上です。

続きまして、農政報告(2)の2025年度 徳島県重点農業施策に関する政策提案につきましてご報告いたします。

資料の報告2を御覧ください。これは県農業会議が各農業委員会の意見を集約して実施したもので、県知事（今回、副知事ですが）への提言内容と副知事のコメントについて掲載しております。

10月30日、県庁におきまして、資料には出席者一覧も付いておりますが、徳島県農業会議の副会長であります本委員会の川人会長はじめ7名が参加し、知事への政策提案を、村上副知事と面会する形で実施されました。

村上副知事のコメント要旨も記載されておりますが、大きな表題2025年度徳島県重点農業施策に関する政策提案と書いてある資料に移ります。目次を御覧ください。最後の農業委員会組織の体制強化を含め、大きく5項目について、提言を行っております。本農業委員会も、7月総会で県への提言として議決し、県農業会議へ意見を提出しておりました。

1ページを御覧ください。食料安全保障の確保に資する生産基盤の強化ということで、来年度から農地貸借の利用権設定の手続きがなくなることによる農地中間管理機構の体制強化や、国の多面的機能支払交付金をはじめ県の各既存補助事業の周知、積極的な事業推進、また2ページには、先般問題になりました営農型太陽光発電の営農改善のための技術指導など、要望しております。

本委員会からは、まさにこの2番の(1)に記載のある農山漁村未来創造事業を始めとする農地中間管理機構を通じた県の担い手に対する支援事業の周知徹底をお願いしておりましたが、ここと1番の(1)にも一部含めた形で提言されております。

続いて、3ページでございますが、大きなⅡ番として、流通改善及び生産・販売力の強化ということで、輸送費負担の対応や、ブランド品目の生産課題への対応強化及び大阪・関西万博でのPR、輸出拡大や相手国の規制に対応できる産地づくりについての提言がされております。

4ページに移ります。大きなⅢ番、担い手の育成及び労働力の確保ということで、新規就農者の確保の支援の継続や、次代への第三者への農業経営継承の推進強化、女性農業者の活動支援などが提言されております。

5、6ページにつきましては、持続可能な地域農業の実現として、適正な価格形成の仕組みづくり、地産地消や食育活動による農畜産業の地域住民への理解醸成、担い手はもとより兼業などの多様な農業者に対して農業機械の更新など営農継続のための支援策の創設、有機農業などエシカル農産物の生産拡大、鳥獣害対策の強化と十分な予算確保などが提言されております。

この5ページの1番の(1)につきましては、本委員会からも強く提言をお願いしていたところであり、食料システム関係者全体が遵守できる制度の創設や生産コスト増で農畜産業の継続が危ぶまれている現状を鑑みた適正価格への県民への理解醸成がそのまま提言として提出されております。

また、7ページでは農業委員会組織の体制強化ということで、関連の予算確保や体制強化、地域計画実現に向けた専任職員配置の予算化や調査報告事務の簡素化について提言しております。

提言の内容については以上になりますが、これを受けての副知事のコメントが先ほど飛ばしました裏表紙にありますので、御覧ください。副知事については実家が農家ということもあり、理解もよくしていただけたようです。

I番では県単の農山漁村未来創造事業について、活用しやすく見直したいとのお返事をいただいた他、Ⅱ番では輸出の拡大やⅢ番では儲かるビジネスモデルの提案などに言及し、前向きな御意見をいただいているようです。

なお、この概要の一番下に4番意見交換との記載がありますが、川人会長もこれらの件について色々意見をしてくださったようでございます。お世話になりました。

それでは、簡単ではございますが、政策提案の説明について、報告を終わります。

議長

只今の説明につきまして、御意見 御質問等はありませんか。

それでは、特にないようでございますので、次にすすめたいと思いますが、本日は現在策定中の地域計画の今後の取り組みについて、説明をお願いいたしたく、市の農林水産課の方にお越しいただいております。よろしくお願いします。

農林水産
課

【農林水産課からの説明】

議長

只今の説明につきまして、御意見 御質問等はありませんか。

それでは、特にないようですので、以上をもちまして、令和6年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は12月20日金曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。